

## 第155回刑事司法国際研修の概要 ～アジ研国際研修レポート⑥～

清野憲一

### 1 はじめに

前号に続き、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）が、平成25年8月21日から9月27日までの間に「刑事事件における効果的な証拠収集及び立証」をテーマとして実施した第155回刑事司法研修の概要をご紹介する。

### 2 海外専門家の講義概要

今回の国際研修においてアジ研が招聘した客員専門家（VE）及びその講義概要は下記のとおりである。

#### (1) Timothy E. Curtis 氏（英国警察取調べ研修トレーナー）

- 取調べ（捜査面接。Investigative Interview）の目的は、信頼できる情報を相手から引き出すことにある。
- 取調べの目的は「真実追及」にあるとされてきたが、もし取調べ官が既に「真実」は何かが分かっていると考えているとしたら、取調べの目的は相手に自分が考えている「真実」を確認するだけになってしまう。
- 1992年に内務省が規定した取調べの7原則は下記のとおりである。

1. 取調べの目的は、正確で信頼できる説明を被害者、証人、被疑者から獲得することにある。
2. 取調べ官は公正でなければならず、弱者には特に配慮しなければ

ならない。

3. 面接は捜査官としての心構えで行わなければならない。取調べ相手に対しては、既に合理的に真実と把握している事項と反する供述について確認する必要がある。
  4. 取調べ官は捜査に必要な資料を入手するため、幅広い質問を発するべきである。
  5. 取調べ官は、刑事司法手続において早期認諾を得ることの重要性を認識すべきである。
  6. 取調べ官は取調べ相手の初期供述に拘束されない。同じ質問を繰り返すということのみをもって不当ということにはならない。  
※但し、同じ質問を130回繰り返した結果得られた供述の任意性が否定された事例がある。
  7. 被疑者が黙秘権行使していても取調べ官は彼らに質問する責任を有する。
- 1998年の Butler-Sloss 判事の報告書、1989年の Pigot 報告書等を経て、内務省は、1992年に「優良実務に関するメモ」を公表し、次の4段階からなる捜査面接手法が誕生した。
1. 人間関係（Rapport）の構築段階：この段階では、取調べ官は取調べ相手の有する認知的問題や発達段階、会話能力等を把握する必要がある。
  2. 自由説明段階：この段階では、取調べ官は「積極的聴取」の技術を活用し、オープンな質問<sup>1</sup>をできるだけ多用する必要がある。
  3. 質問段階：自由説明の内容の詳細を確認し、供述内容の明確化をする段階である。この段階でも、質問はまずオープン質問から入るべきであり、これで答えが得られないときには、個別な非誘導質問、クローズな質問、誘導質問の順序で質問をしていくことになる。
  4. 終了段階：取調べ相手が前向きな気持ちで取調べ室を去ることを心がけるべきである。

○ 上記「優良実務に関するメモ」は、その後の「正義のために声を上げること」(内務省・1999年)、1999年少年司法及び刑事証拠法、「刑事手続における最良証拠の達成」(法務省・2001年)に受け継がれ、発達障害、身体障害、精神障害、恐怖心等を有している者の取調べ手法を含むものとなっている。なお、「刑事手続における最良証拠の達成」は2007年の改訂で重要証人、非協力証人の取調べ手法を、2011年の改訂で高度認知面接の手法を取り入れている<sup>2</sup>。

○ 英国では1984年から取調べの録音の試行を開始し、1992年からは取調べの録画を開始した。この取調べ状況を Baldwin, Clark, Milne らの学者が分析したところ、警察官の供述弱者への無理解、自白強要、供述への不当介入質問、不公正な質問、プロ意識のない行動、せっかちで高圧的な質問等問題点が次々と指摘されるに至った。

○ このような取調べの問題点を改善するため、幹部警察官協会(ACPO)は捜査面接改善のための作業班を設置し、1993年に PEACE モデルが策定された。その内容は次のとおりである。

○ P : 計画 (Plan) 及び準備 (Preparation)

1. この取調べが捜査にどのように寄与するかの検討

i. 否認した場合に対する準備：例えばアリバイを主張した場合にどのように対処するか

ii. 自白した場合に対する準備：例えば被害品を回復したり、別の被害者を特定する等

iii. 黙秘した場合に対する準備：どのように質問を組み立てるかの検討

2. 法的問題に対する考慮：例えば、勾留延長を請求するか、取調べ言語をどうするか、少年や精神障害者に対する配慮、その者が特異な供述をしていないか、黙秘の事実からの適当な推認<sup>3</sup>をすべきか否か

3. 当該行為が何罪を構成するか、立証すべきポイントは何か：Milne による2001年の調査によると、立証すべき事項について包

括的に質問した捜査官は30%に過ぎず、14%の捜査官は立証すべき事項を全く確認していなかったという。

4. 既に判明している事項は何で、これから解明すべき事項は何か。

5. 供述弱者に関して第三者を立ち会わせる必要があるか。弁護士の立ち会いに関する確認。

○ E : 従事 (Engagement) 及び説明 (Explanation)

1. 取調べでは第一印象が大切である。神秘的な雰囲気を醸し出す必要はなく、相手の名前を呼んで自己紹介をすることにより、取調べ官に対する拒否反応を取り除く必要がある。

2. また、任意の取調べであれば、水等の飲み物も出し、「いつでも帰りたければ言ってください。」などと言うことにより、任意性のある取調べ状況を作ることができる。

3. 説明段階においては、取調べをする理由、取調べをする方法を説明する必要がある。後者の内容としては下記のものがある。

○ 録音・録画に関する説明

○ 弁護人選任権、法律扶助に関する説明

○ 資料を確認する必要があり得ること

○ 取調べ官を喜ばせるために作り話をしてはならないこと

○ できるだけ詳細な事実を話して欲しいこと

○ 話すために十分に考える時間が与えられていること

4. 特別警告の説明は、通常、「あなたは言いたくないことは言わなくてよい。しかし、質問されたときに答えないとい、そのことを後で説明しようとしても裁判所が信用しない危険があり得る。あなたが話すことはどのようなことでも証拠となり得る。」という形で説明する。

○ A : 説明 (Account), 明確化 (Clarify), 追及 (Challenge)

1. 相手の説明を求めるための質問としては、オープンな質問、クローズドな質問、時系列で確認する質問、前提内容を要約した上

でその内容の詳細化を求める質問等がある。

2. 質問は心理学の知見を活用して最も望ましい反応が得られるよう組み立てる必要がある。また、相手をよく観察して、相手にとって最も適合した質問を発するべきである。
3. 自由説明が終わった後は、どの点を明確化すべきかを特定し、一つづつこの事項を確認していく必要がある。この段階でもまずはオープンな質問から入るべきである。その際、例えば、「我々はこの矛盾を解決する必要がある。」などと主語に「我々」を用いたり、適切なボディー・ランゲージを使うことも有効である。
4. 追及の手法としては、被疑者の質問の矛盾点や不合理な点を抽出し、これを弱い矛盾点から強い矛盾点に並べて前者から順に確認していく。その際にもオープンな質問から入ることを心がける必要がある。このような追及において、被疑者が期せずして自白することもある。しかし、これは相手にプレッシャーをかけて虚偽自白を引き出すことを目的とするものではないことに留意する必要がある。
5. なお、追及段階において、「決定的な証拠」をいつまでも被疑者にぶつけずに最後までとっておこうとする捜査官があるが、これは間違いである。被疑者にこの点をぶつけるまでは、それが「決定的な証拠」であるかどうかは分からない。
6. 追及において相手に不当に圧力をかけたと評価される場合には、たとえ弁護人が立ち会っていたとしても、公正な取調べが行われなかつたとして、獲得した供述の任意性が否定される（1984年警察及び刑事証拠法76、78条）。

○ C：終了（Closure）

1. 取調べの終了においては、相手に前向きな気分を持たせることに配慮する必要がある。
2. また、明確化したい点、付け加えたい点について相手に確認する必要がある。

3. 更に、次回の取調べにおける確認事項についても伝達することは有効である。

- E：評価（Evaluation）：以下の点を評価する必要がある。
  1. 取調べによって新しい情報が得られたか。どのように裏付けをするか、事件の筋を変更する必要があるか。
  2. 取調官はどのような態度で取調べを行ったか。取調官の態度は低下・向上したか。相手の態度に応じて態度を変化させたか。
  3. 取調官の人間関係形成は適切か。次回の取調べで取調官を変更する必要があるか。取調官の能力向上や研修の必要はあるか。
- 取調官は、人間の記憶・保管・再生の仕組みについて理解する必要がある（講義においては、40の単語を1分間で覚え、これをどのくらい思い出せるか、どのような質問をすれば適切な記憶喚起ができるか、記憶再生を歪める説明としてはどのようなものがあるかについて実践的なテストが行われた。）。
- また、取調官としては、記憶には、意味記憶（semantic memory。例えば、私は通常7時に起床する。彼女は私が帰るといつも酒を飲んでいる。）とエピソード記憶（episodic memory。特定時点の出来事に関する記憶）があることを認識し、後者の記憶を喚起するよう努める必要がある。
- 幹部警察官協会は、取調べと人権に関する判断指針を2005年に作成した。これはその頭文字をとって「JAPAN」というが、その内容は下記のとおりである。
  1. 正当性（適法性）（Justification）：
  2. 認容（Authorisation）
  3. 比例性（Proportionality）
  4. 説明可能性（Accountability）
  5. 必要性（Necessity）
- 黙秘の事実からの不利益推認は、1994年刑事司法及び公秩序法35～37条に規定されている。これは、被疑者の着衣や所持物その他の

証拠により被疑者が犯罪に関与していると合理的に疑われ、そのことについて質問を受けたにもかかわらず、その質問に答えなかつたときに、裁判所が黙秘の事実から適当な推認を行い得ることを陪審員に教示するものである。それ故、以下の点に留意する必要がある。

1. 黙秘の事実から不利益推認を働くためには、特別警告をするだけではなく、取調官はその事項を被告人に個別に質問しなければならない。
  2. ノーコメントを繰り返す被疑者に対して「ほかの質問も回答を拒否するのか。」と質問して残りの質問を取り止めることは許されない。
  3. 質問をして相手が自動的に「ノーコメント」と答えすぐに次の質問を投げかける形態では、相手が質問内容を理解していないと裁判所に判断される可能性があるので、一つ一つの質問内容を相手が理解していることを確認しつつ質問する必要がある。
- 取調べ相手に対して質問を列挙したクエスチョニアを示して一つずつ上から回答を記入させていくことも一つのテクニックである。
  - 相手の「ノーコメント」を崩すために、弁護人に対して「取調べ前証拠開示（pre-interview disclosure）」を行うことがある。
  - 量刑指針委員会が早期自白した被疑者に対する減刑を定めているが、取調べの公正を確保するため、そのことを被疑者に伝えることはしていない。
  - 英国では、逮捕に伴う身柄拘束時間は原則24時間であるが、警視の判断でこれを36時間に延長することが可能であり、治安判事の判断によりこれを72時間（更なる申請により96時間）に延長することが可能である<sup>4</sup>。
  - 英国では取調べに弁護士が立ち会う権利があるが、取調べ中に弁護人から異議が申し立てられた場合には、取調官ではなく、取調補助警察官が応対をする。このようにすることによって、仮に弁護人の異議に理由がある場合であっても取調官は面目を失わないです

む。また、警察官2名、被疑者、弁護人の机の配置についても、基本的には補助警察官が弁護人と相対できるようにする必要がある。

- 捜査段階において事実を記者に伝えることは、将来の取調べの汚染原因となることを取調べ監督者は認識して行動しなければならない。
- 精神障害者等供述弱者の取調べを行う場合には、行動検査アドバイザー（BIA）や心理学的検査コンサルタント（PIC）等から、逮捕者、取調べ時間、取調べのタイミング、質問の順序、追及の時期と方法、触れるべきまたは触れるべきでない話題、最も有効な最初の質問、人間関係の形成・維持に有効な方法等について助言を受ける必要がある。但し、取調官としては、これらのアドバイザー等は学者であって検査官ではないことを認識する必要がある。
- 英国警察官に対する取調べに関する研修は次の5段階からなる。
  1. 全警察官に対する採用段階における基礎・導入研修
  2. より経験を積んだ刑事に対する重大犯罪に関する研修
  3. 極めて重大な犯罪を検査する警察官に対する特別被疑者取調べ研修、特別被害者・証人取調べ研修
  4. 一般監督者研修
  5. 取調べ監督者・調整官研修

(2) Robert Strang 氏（米国司法省検事・在マニラ米国大使館リーガルアタッシュ）

- 答弁取引には次の2つがあり、その目的は異なる。
  1. 伝統的な答弁取引の目的：裁判及び起訴の効率化、不確実性の排除、証人や被害者の保護、責任を認めさせること
  2. 協力・免責合意：共犯者にとって不利な証言を得ること、真に処罰すべき者を処罰すること
- 各国で行われている伝統的な答弁取引の種類としては次のものがある。

1. ダイバージョン：大陸法系諸国で行われているものであり、公判前に行われるのが通常である。オランダの Transactie 等。
  2. 被害者・加害者和解 (Wergeld)：暴行や侮辱等の軽微な犯罪について行われるのが普通であり、通常、検察官は手続に関与しない。
  3. 処罰命令：プロイセンで19世紀に開発されたもので、被告人に対して高圧的との批判がある。
  4. 軽微な事案における減輕を伴わない合意解決 (conformidad model)：19世紀にスペインで開発されたもので、比較的軽微な犯罪について裁判所が関与する手続として行われる。
  5. 軽微な事案における減輕を伴う合意解決 (patteggiamento model)：イタリア、スペイン、ロシア等で行われ、法定刑の一定割合 (1/3 - 1/4 等) を減輕するものである。
  6. 公判のための取引 (absprachen)：判事が辯論主義手続において自白を獲得するために訴追又は量刑に関する裁量権行使するものである。
  7. 公判事件における合意 (giudizio abbreviato)：被告人が事実を認めて 1/3 の減輕を獲得するための手続である。
  8. 米国で広く行われている有罪答弁取引
- 米国では約95%の刑事事件が答弁取引により処理されている。対象となる事件に制限はない。
  - 協力免責合意（協力的証人）は「海老で鰯を釣る」（下位の犯罪者から協力を得てより上位の犯罪者を処罰する）ものとして活用されているが、対象は必ずしも「海老」に限定されているものではない。
  - 協力的証人は、裁判所に「インサイダー」の視点を提供すること、犯罪組織に打撃を与えることの目的で行われるが、協力的証人が事件を潰すこともあり、慎重な配慮が必要である。
  - 協力を得る手段としては、保釈、量刑の延期、検察官勧告書面の

付与、判決後の減輕等がある。

- 協力免責合意は書面で行う必要がある。書面には有罪を認める旨を記載する必要がある。もし対象者が真実を証言しなかった場合や別の犯罪を犯した場合には協力免責合意は無効となるが、有罪を認めた旨の供述は撤回することができない。
- 検察官としては、協力的証人がどのような人物で、どのような犯罪を犯したのかを認識し、彼らは検察チームの一員ではないことを認識する必要がある。また、彼らを自己の支配下に置こうとしてはならない。
- 協力的証人の供述内容については、その一つ一つについて裏付け捜査を行う必要がある。
- 検察官は、協力的証人は犯罪者であり、公判においてもその供述の信用性は高くないことを認識しつつ行動する必要がある。検察官はこのことを考慮して反対尋問対策を実施する必要がある。
- 反対尋問で協力的証人の信用性を弾劾されないためには、主尋問において、協力的証人の経歴、他の不誠実な行動、事件に利害関係を有すること、被告人との関係、合意内容の全容を明らかにすることが有効である。
- 重要なのは、協力的証人が善人であるかどうかではなく、彼らが真実を供述しているか否かである。
- 免責命令は、検察官の合意とは無関係に裁判所から発せられる命令である。命令を発せられた者は自己負罪特權を喪失し、真実供述義務を負う。免責命令は公判前又は公判手続において発せられ得る。免責命令の結果得られた証言は、「毒樹の果実」理論の対象とはならない。
- 免責命令の内容としては、①証人を訴追の対象となし得なくさせる「取引的免責 (transactional immunity)」と②免責命令によって得られた供述のみを証人の公判において使用できないものとする「使用免責 (use immunity)」がある。

- 免責命令は公益にかなったものでなければならず、司法省の認容を受けることを要する。
- 免責命令を認容するかどうかの判断基準としては、犯罪の重大性、当該証人の重要性、当該証人が免責命令に従う可能性、当該証人の刑事責任、免責命令に伴うリスクを回避して他の証拠で主犯の立証をなし得る可能性、免責命令に従って証人が証言した場合の悪影響等がある。

(3) Shelagh Sayer 氏（在東京米国大使館リーガルアタッショ<sup>5</sup>

- 相手が本当のことを話すかどうか。相手にできるだけ本当のことを話させる技術と科学が取調べである。
- 取調べの目的は相手から真実を引き出すことにあるのであって、自白を引き出すことにあるのではない。
- 取調べは、「面接」とは異なり、相手が話したくない真実を引き出すことが目的であり、真実獲得、対決、取調官が話す割合が高いこと、構造化されていること、プライバシーの確保された部屋で行う必要があること等の点で面接と異なる。被疑者の取調べではメモを取ってはならない。
- 効果的な聴取者となるためには次の態度が必要である。
  - 1 聞きたいという気持ち
  - 2 誠実さ
  - 3 共感の態度を示すこと
  - 4 抑制の利いた態度
  - 5 批判的に聞くこと
  - 6 相手のレベルに合わせること
  - 7 相手に断定的でないこと
  - 8 リラックスしていること
  - 9 集中していること
  - 10 丁寧であること

- 11 忍耐強く一貫していること
- 12 説得的であること
- 13 柔軟であること
- 14 よく準備していること
- 15 プロとしての外見及び行動を維持すること
- 取調べの準備として必要なことは次のとおりである。
  - 1 取調べの目的を決定すること
  - 2 事案に精通すること。記録を読みながら調べをしているようでは相手の信頼は得られない。
  - 3 犯罪成立に必要な要素を理解すること
  - 4 相手がどのような人物であるか知ること。相手を調べたことがある者に話を聞くこと
  - 5 メディアに対して必要以上の情報を開示しないこと
  - 6 犯罪現場に行くか、犯罪現場の写真を見ること
- 取調室の準備では下記の状況にも配意すべきである。
  - 1 プライバシーの確保が最重要であること
  - 2 邪魔が入らないようにすること
  - 3 窓の位置も意識すること
  - 4 飾ってある写真等を片づけること。コンピュータや電話から音が出ないようにすること、記録ファイルの背表紙等が見えないようにすること
  - 5 自分が捜査官であることを示すバッジ類や武器をはずすこと
  - 6 相手との距離は4フィート（約1.2メートル）が適切であること
  - 7 觀察窓がある場合には、その存在が相手にわからないようにすべきこと
- 取調べにおける発言内容で留意すべき点は下記の点である。
  - 1 取調べで聞くべき質問やトピックを書き出すこと
  - 2 人間関係を確立するためには最初の数分間が極めて重要であること

- 3 相手が無罪か有罪かを確かめるために最初の時間を使うべきであること。その際、相手のボディーランゲージが重要であること
- 取調べの実施においては下記の点に留意する必要がある。
    - 1 主たる取調官はメモを取ってはならないこと
    - 2 取調補助官がメモを取るが、その際、相手の沈黙の長さ、アイ・コンタクト状況、足を組むなどの態度の変化についても記載すべきこと
    - 3 相手に対して、相手がこの事件の本星であることは伝えてはならないこと
    - 4 カジュアルな雰囲気で取調べを実施すべきこと
    - 5 すでに取り調べた他の人間が事件に関与している可能性があるとほのめかすことも有効であること
    - 6 任意調べの場合には、いつでも帰ることができる旨を伝えること。また、水や食べ物を提供した場合にはそのこともメモに記載しておくこと
    - 7 弁護士と話したいので取調べをやめてほしいと言われたときは即時に取調べを中断すること
    - 8 人間関係が形成された後、取調べで聞きたいことを明確に提示し、嘘をつくべきでない旨を言うこと
  - 質問方法について熟考する必要がある。良い答えは良い質問から生まれる。
  - オープンな質問について留意することは次のとおりである。
    - 1 オープンな質問の基本は、「あなたが…………について知っているすべてを話してください。」「あなたが事件について目撃した全てを話してください。」「金曜日の放課後にあなたに起きた全てを話してください。」というものである。
    - 2 オープンな質問で聞くメリットとしては、何でも自由に話すことができるので、嘘をわざわざ話さないこともできることにある。それ故、自由説明をさせる場合には、相手がどこからどこまでを

話すかを観察し、意図的に除外された部分がないかに注意を払う必要がある。これに対して、直接質問で聞いた場合には、相手は嘘に固執する可能性がある。

- 3 オープンな質問で自由説明をさせる場合に心がけることとしては、回答を遮らないこと、完全な回答を得ることができるよう対象者を励ますことである。自由説明が終わると相手は、「それが全てです。」と言うものである。
- 4 (アメリカ) 人は沈黙が苦手である。この沈黙を有効に使う必要がある。
- 5 真実の答えは、①場面の設定、②事件自体、③事件後の状況の3段階からなることが多い。
- 相手が真実の供述をしている場合の特徴としては次のものがある。
  - 1 全般にわたって同じような詳細事実を話すこと
  - 2 相手は全てをビデオテープのように覚えているわけではないので、必ずしも時系列に沿って話すわけではないこと
  - 3 考えたことや感情を交えながら話すこと
- 相手が虚偽の供述をしている場合の特徴としては次のものがある。
  - 1 相手の話す詳細事実のレベルが変化すること
  - 2 虚偽説明の中においては完璧な時系列で話すこと
  - 3 考えたことや感情が欠落していること
  - 4 時間のギャップがあること
  - 5 行為について曖昧な話し方をすること
- 直接質問とは、特定の事項に関する短い答えを得るために質問である。例えば、「この強盗事件に関与したと思うのは誰ですか。」「あなたは昨晩どこにいましたか。」「あなたは放火をしましたか。」「誰が金を盗んだか知っていますか。」などというものである。直接質問について留意することは下記のとおりである。

- 1 直接質問は、否認しようとしている対象者から虚偽供述を導きがちである。
  - 2 直接質問をする場合の留意点は次のとおりである。
    - i. 感情的な言葉を用いないこと
    - ii. 最も狭い質問から入ること
    - iii. 既に得られた情報から質問を組み立てないこと
    - iv. 一つのことだけを聞くこと
    - v. 短く、焦点を絞った質問をすること
    - vi. 不必要な修飾を行わないこと
    - vii. はぐらかした回答を許容しないこと
  - 3 同じことを質問しても、中立的、積極的、消極的な聞き方があり、相手に与える印象は異なる。
    - i. 「あなたは酒を飲んでいましたか。」～取調官は酒を飲んでいたかどうか知らないという印象を与える。
    - ii. 「あなたはどのくらい酒を飲んでいましたか。」～取調官は酒を飲んでいたことを知っているという印象を与える。
    - iii. 「あなたは酒を飲んでいなかったんですよね。」～取調官は酒を飲んでいないと思っているという印象を与える。
- 取調べ相手の行動分析においては、①言語的分析（どのような言葉を選んでいるか、どのように言葉を配置しているか）、②パラ言語学的分析（話された言葉ではなく、話された形式の分析）、③非言語的分析（態度、腕や足の動き、アイ・コンタクト、顔の表情等）を行う。この段階で留意すべき点は次のとおりである。
- 1 態度から嘘や真実であることがわかる特定の行動があるわけではない。
  - 2 対象者の普段の行動パターンがどのようなものであるかを把握し、上記3つの分析を総合的に行う必要がある。
  - 3 我々は、言語で7%，言葉の印象で38%，見た目の印象で55%の会話をしているという調査結果がある。

- 上記のことを念頭に置きつつ、敢えて、真実を話している者、虚偽を話している者の行動分析の指針を示すと次のとおりである。
- 1 言語的分析
    - i. 真実を話している者は質問に直接答えるが、真実を話していない者ははぐらかすような回答をする。
    - ii. 真実を話している者は広く否認するが、虚偽を話している者は特定の事実について否認する。
  - 2 パラ言語学的分析
    - i. 質問が終わってから回答を始めるまでの時間は、真実を話している場合には5秒だが、真実を話していない場合には1.5秒であるとの分析がある。
    - ii. 真実を話している者の方が真実を話していない者よりも回答時間が長い。
    - iii. 嘘を話している場合には、説明の回答速度はゆっくりしたものになりがちである。
    - iv. 強力な証拠を突きつけられたとき、無罪の者は驚き、有罪の者は恐怖の表情を見せる。
  - 3 非言語行動的分析
    - i. 分析に当たっては、対象者がどのような人物か（知的レベル、社会的責任の意識の有無、成熟性、文化的背景）を知る必要がある。
    - ii. 非言語行動がなされたタイミングや一貫性について分析する必要がある。
    - iii. 非言語行動は、嘘をついていることによる内的不安を緩和するためになされるものであり、一般に非言語行動は言語行動よりもコントロールしにくい。
    - iv. 真実を話している者の非言語行動としては次のものがある。
      - まっすぐに座って、オープンな態度である。
      - 行動が自然でリラックスしている。

- 身振りによる説明を適切に行う。
  - 足の動きが自然である。
  - アイ・コンタクトの割合が30~60%である。
- v. 虚偽を話している者の非言語行動
- 猫背で前屈みであり、質問者から逃れようとする。
  - 頻繁に姿勢を変え、また、態度が硬い。
  - 防御的態度をとる。
  - 身繕いの態度や表面的な態度を繰り返す。
  - 腕や足を組んだり、腕で上半身を支えたりする。
  - 突然貧乏振りを始める。
  - 体を大きく動かす。
  - アイ・コンタクトを全くしないか、取調官をじっと見つめる。
  - 頻繁に瞬きをする。
  - 落ち着きがなく、汗をかいて、水を飲みたがり、座り直し、過度につばを飲む。
- Reid テクニックの9段階（前段階を入れると10段階）は次のとおりである。
- 1 準備段階
    - i. ミランダ警告を行う。
    - ii. 取調べを開始する前に取調室に対象者を1人で入れて5分ほど行動を観察する。
    - iii. 一件記録を手にする。
    - iv. 自信を持って取調室に入る。
  - 2 第1段階 被疑者との直接的かつ積極的な対決
    - i. 相手が犯罪を犯したこと間に違いないことを述べた上、真実を話すべき利益を伝える。
    - ii. 例えば、「人間には二種類ある。何も考えずに犯罪を犯す人間と、根は正直なんだが、生活のプレッシャーで犯罪をしてし

もう人間の2種類だ。君は後者だよね。ここで確かめたいのは、君がどちらの種類の人間なのかだ。」

### 3 第2段階 テーマの発展

- i. 自白を得やすくために、最小化（minimising）のテクニックを使う。例えば、相手に道義的弁解を与えたり、被疑者に同情したり、他者を非難したり、被疑者を讃めたりする。
- ii. この際、法的責任が小さいということを示唆するようなことを言ってはならない。
- iii. あるいは逆に、被疑者に犯罪行為の重大性を指摘することもある。

### 4 第3段階 最初の有罪否認への対処

- i. 相手が否認の内容を口に出しそうになったら、相手がそれを口に出す前に真実を話すように説得する。
- ii. 相手が否認内容を口にした場合には、その内容を評価する。
- iii. 被疑者は自分の行為を正当化しようとしたり弁解を考えているものであることを認識する。
- iv. 否認している者は自分が話す前に「話してもいいですか。」と許可を求めようとする傾向がある。
- v. 被疑者を自白させるには取調官が相手が犯人であると確信していないなければならない。

### 5 第4段階 被疑者の否認の克服

- i. 相手の供述が否認なのか異議申立なのかを判断する。
- ii. 異議申立の場合には、相手にその内容を説明させる。

### 6 第5段階 被疑者の注意の獲得・維持

- i. 被疑者を取調べのテーマと向き合わせる。
- ii. 被疑者に椅子を近づけて座り、心理的にも接近した態度を取り、アイ・コンタクトを使う。
- iii. 視覚的に助けになるものを使用する（但し犯行現場の写真は使わない。）。

- iv. 被疑者の心情に訴える比喩的な説明や質問をする。例えば、「誰でも間違いを犯すものなんだよ。」
- 7 第6段階 被疑者の消極的な気持ちを認め、これに対処する。
- i. 取調べのテーマを絞って、被疑者に同情や理解を示し、被疑者に協力するように求める。
  - ii. その中で、相手から示される腕や足の動きの変化、非言語の同意、態度の変化、アイ・コンタクトの変化、涙を流す等の変化を見逃さず、第7段階に移行する。
- 8 第7段階 選択質問により、第一段階の自白を獲得する
- i. すべての事実を自白させるために最初の一つを認めさせるための段階である。
  - ii. そのため、「やったことを後悔しているのか、それとも後悔していないのか。」「これが最初なのか、それともこれまでしていたのか。」「計画的にしたのか、それとも一時の激情にかられてやってしまったのか。」等の選択質問を発し、相手が答えやすい回答を含めて第一段階の自白を促す。
  - iii. 但し、選択質問が訴追や量刑に関して被疑者に利益誘導するものであってはならないし、脅迫的な内容を含むものであってもならない。
- 9 第8段階 自白を発展させ真実の供述を引き出す
- i. 積極的な説得をやめ、真実の供述を引き出すために粘り強く聴取する。
  - ii. 犯人しか知らないことを引き出す。
  - iii. 実際とは違う誤導質問を敢えて発し、誤導されずに真実の供述をする場面を録音・録画することも有効である。
- 10 第9段階 自白を証拠能力のある調書にする。
- i. 憲法上の権利を告知する。
  - ii. 調書を作成したら、読んでサインを求める。
  - iii. 別機会の犯罪については別の調書を作ることが望ましい。

### 3 国内専門家の講演内容

今回の研修では、下記のとおり、6人の国内専門家から講義をいただいた（講義順）。

- 神洋明氏（第一東京弁護士会弁護士・光和総合法律事務所）からは、「日本の刑事弁護実務から見た捜査・取調べ」をテーマとして、刑事弁護人の役割、刑事弁護人を規律する諸制度（弁護士法、弁護士職務基本規程）、刑事弁護人の心構え、刑事弁護の受任、接見の重要性、被疑者取調べへの対応、身柄拘束からの解放、弁護人による証拠収集、公判における弁護活動、近時における取調べの変容、弁護人から見た取調べの可視化の影響、違法・不当な取調べに対する対応、取調べに関する被疑者への助言内容等についてご講義をいただいた。
- 稲川龍也氏（最高検察庁総務部長）からは、「検察官による被疑者の取調べ」をテーマとして、日本人の国民性、自白重視の背景、書面重視の精密司法、被疑者取調べをめぐる環境の変化、裁判員裁判の導入と証拠開示の拡大、被疑者の権利意識の向上と捜査段階の弁護活動の活発化、無罪・冤罪事件と調書信用性の失墜、取調べの適正化対策の徹底、科学捜査の飛躍的発展、取調べ録音・録画の現状と課題等についてご講義をいただいた。
- 田崎仁一氏（警察大学校取調べ技術総合研究・研修センター教授）からは、「日本の警察の取調べ手法」をテーマとして、我が国における取調べ、被疑者取調べの役割、客観的な情報と主観的な情報、取調べ技術の伝承、捜査手法・取調べの高度化プログラム、取調べ教本の作成、取調べと関連する心理学の知見、心理学の知見を踏まえた基本的な取調べ技術、準備段階（ラポールの形成、共感的理解に基づく取調べ、取調べの計画と準備）、導入段階（挨拶と初期の会話、取調べにおけるルール等の説明）、聴取段階（話し手の立場の移譲、正確な情報を多く引き出すための工夫、自由再生質問、焦点化した質問、選択式質問、Yes/No質問）、確認段階、今後の展

望等についてご講義をいただいた。

- 岩楯公晴氏（東京慈恵会医科大学法医学分野講座 教授）からは、「日本の法医学」をテーマとして、法科学の定義、法医学の3つの柱（解剖、親子鑑定・個人識別、中毒学）、法医学の対象（死体、生体、物体）、法医学関連領域（鑑識科学、人類学）、個人識別とその方法、死体现象、死体検案・法医解剖、薬物中毒等についてご講義いただいた。
- 井澤清司氏（警察庁刑事局犯罪鑑識官付課長補佐）からは、「犯罪現場鑑識」をテーマとして、実際に同氏が北海道警察で捜査指揮をした強盗殺人事件をもとに、供述に頼らない客観証拠の収集を行った実例、警察と検事との連携の方法等についてご講義をいただいた。
- 杉浦和彦氏（AOS リーガルテック株式会社シニアプレジデント）からは、「デジタル・フォレンジック・テクノロジー」をテーマとして、データ復旧、データの完全消去、電子証拠の発見技術、IT技術の発展と扱うデータや転送速度の飛躍的増大、インターネットやスマートフォンの飛躍的普及、警察や検察に対するフォレンジック・サービスの提供内容、証拠となる記憶媒体からのデータ回収と保存、回収されたデータの内容分析、メールデータの分析方法、インターネットアクセスログの分析方法、携帯電話架電履歴の分析方法、分析結果の報告、具体的な事例等についてご講義をいただいた。

#### 4 訪問見学先

今回の研修では、科学警察研究所、警視庁捜査支援分析センター、立川拘置所等の機関・施設等を訪問し、丁寧なご説明をいただいた。

#### 5 グループワークショップにおける議論・提言内容

今回の国際研修において、研修員は2つのグループに分かれ、10回にわたって討議を行い、次のような論点に関する討議を行った。

- 警察と検察との適切な連携
- 効果的な取調べの在り方：研究・研修や指針文書の必要性、取調室確保の重要性、OJT、取調べの録音・録画、取調べのモニタリング・監督、証拠能力の認められる適切な自白獲得の方法
- 被疑者取調べ関係：黙秘権との関係、虚偽供述をしたことによる処罰の有無、黙秘する被疑者に対する更なる取調べの可否・否、弁護人立会との関係、補強法則との関係、自白と量刑との関係、被疑者調書の証拠能力等
- 被害者取調べ関係：虚偽供述をしたことによる処罰の有無、裏付け証拠の必要性と程度、被害者調書の証拠能力、保護措置等
- 証人取調べ関係：証人テストの可否、弱者証人や威迫を受けている証人の保護措置等
- 共犯者の取調べ関係：裏付け証拠の必要性と程度、相被告人に対する反対尋問の可否等
- 客観的証拠の収集：防犯カメラの分析手法、DNA分析技術の向上やデータベースの必要性、現場鑑識能力の向上策、サイバー犯罪捜査能力の向上と民間部門との協働、適切な証拠保管、適切な研修及び能力向上方策
- 答弁取引及び証人免責
- 各国が直面している課題及び対処方法

#### 6 終わりに

アジ研の研修は、海外専門家や国内専門家、外国・国内研修生及びその派遣組織、国際協力機構、アジア刑政財団及びその支部、地元のボランタリー・グループ等の無私で献身的な協力・支援に支えられている。今回の研修が成功裏に終わったのもこれらの方々のお蔭である。記して厚く感謝申し上げたい。

（国連アジア極東犯罪防止研修所次長）

- 1 答えが限定されない質問をいう。なお、拙稿「英国における供述弱者の取調べ（2）」（捜査研究（東京法令出版）743号（2013）96頁以下を参照。
- 2 前出「英国における供述弱者の取調べ（1）」（捜査研究742号55頁注15）参照。
- 3 黙秘の事実からの不利益推認（黙秘権の制限）については、拙稿「英国刑事法務事情（2）」（刑事法ジャーナル（イウス出版及び弘文堂）3号（2006）の3の項目参照。
- 4 前出拙稿「英国刑事法務事情（2）」2（4）参照。
- 5 なお、同氏の講義はペーパーなしで行われたため、下記の要約には不正確な部分があるかも知れず、また、Reid テクニックについては他の文献により補充した部分もあるので、内容面で誤りがあった場合の文責は筆者にあることを敢えてお断りしておく。